

リモートスタート（アプリ）利用規約

リモートスタート（アプリ）利用規約（以下、「RS 規約」といいます）は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect の有料オプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）がトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といいます）の提供するスマートフォン用アプリケーションを通じて提供する「リモートスタート（アプリ）」の利用に関する決まりを定めるものです。

第1条 （定義）

RS 規約において使用する以下の用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。なお、RS 規約において特に定義がされていない用語は、T-Connect 利用規約において定義された用語（例：T-Connect、TMC、車載機、情報通信端末、通信機など）と同じ意味を有するものとし、RS（本条第2号）に関し別途 TC の定める諸規定（以下、「RS 諸規定」といいます）が存在する場合は、RS 諸規定は、RS 規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、RS 規約と RS 諸規定の内容が異なる場合には、RS 諸規定が優先します。

- (1) リモートスタート（アプリ）：RS 規約に基づき、日本国内において、RS 契約者（本条第4号）に対して T-Connect の有料オプションサービスとして提供される、トヨタブランドの自動車向けアプリサービスをいいます。
- (2) RS：リモートスタート（アプリ）の略称です。
- (3) RS 申込者：RS の利用を申込む者をいいます。
- (4) RS 契約者：RS 規約に基づき、RS の利用に関し、TC との間で契約が成立した個人または法人をいいます。
- (5) RS 利用契約：RS 規約に基づき、TC および RS 契約者との間で成立する RS の利用に関する契約をいいます。
- (6) RS 利用車両：RS 契約者が所有・利用等する車両のうち、RS 利用契約に基づき、RS を利用できる車両をいいます。
- (7) RS 利用料：RS の提供にかかる対価・料金をいいます。
- (8) アプリ：TMC が提供する、RS の利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。
- (9) 共通 ID：TMC の発行する TOYOTA/LEXUS 共通 ID をいいます。
- (10) T-Connect ID：TC が T-Connect の契約者を識別するために各 T-Connect の契約者に対して割り当てる識別子をいいます。

第2条 （規約の適用）

1. T-Connect 利用規約および RS 規約は、TC と RS 契約者および RS 申込者との間における、RS の利用・申込み等に関わる一切の關係に適用されます。
2. RS 規約に定めがない事項については、T-Connect 利用規約の各条項（T-Connect 利用規約 4 条 1 号、5 条、7 条から 13 条まで、15 条、16 条、18 条から 21 条まで、24 条から 26 条までを含みますがこれらに限られません）が直接適用されます。
3. RS 規約の内容と、T-Connect 利用規約の内容とが矛盾または抵触する場合は、RS 規約の規定が優先して適用されます。

第3条 (RS 利用契約)

1. RS 利用契約は、RS 利用車両 1 台ごとに、TC および RS 契約者（個人 1 名または法人 1 社）との間で成立するものとします。RS 利用契約に関する一切の手続きは、TC および RS 契約者の間で行われるものとします。
2. RS 申込者は、RS 規約の各条項を承諾のうえ、TC 所定の申込方法により、RS を申込みものとします。
3. 前項に基づく RS の申込みは、RS の利用ができる車種を所有・利用等した上で、T-Connect の申込みと同時にまたは T-Connect 利用契約が成立している場合に限り、行うことができます。なお、RS の利用ができる車種は、別途 TC が指定する方法にて確認できます。

第4条 (RS 利用契約の成立)

1. RS 利用契約は、前条第 2 項の申込みが TC に到達した後、TC が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の TC による承諾は、RS 申込者が RS を利用できるようになったときに TC がこれをなしたものとみなします。

第5条 (RS の内容)

1. RS には以下のサービスが含まれますが、サービスの範囲・内容は、RS 利用車両、車載機および DCM の有無や種類により異なります。詳細は、こちら (<https://toyota.jp/videtutorial/>) で確認できます。

(1) エンジン・エアコン起動

RS 利用車両が本条第 3 項に定める条件をすべて満たす場合において、RS 契約者は、TC 所定の方法によるアプリ上でのエンジンの起動操作（エアコンの起動操作を含みます。以下同じ）により、RS 利用車両のエンジンおよびエアコンの起動を行うことができます。なお、エアコンは、以下に定めるとおりの条件で起動します。

- (i) RS 利用車両が前回エンジン停止時にエアコン起動状態であった場合：前回エンジン停止時の設定状態のままエアコンが起動します。
- (ii) RS 利用車両が前回エンジン停止時にエアコン起動状態でなかった場合：設定温度 25℃の AUTO 設定にてエアコンが起動します。
- (iii) RS 契約者がエンジンの起動操作を行った時点の RS 利用車両所在地外気温が 5℃以下である場合：
(i)または(ii)の条件でのエアコン起動に加え、RS 利用車両のフロントデフロスターおよびリアデフロスターが起動します。なお、RS 利用車両がリアデフロスターとミラーヒーターが連動作動する車両の場合にはミラーヒーターも同時に起動します。

(2) エンジン・エアコン停止

前号のエンジンの起動操作により RS 利用車両においてエンジンおよびエアコンが作動中の場合、RS 利用者は、TC 所定の方法によるアプリ上でのエンジンの停止操作（エアコンの停止操作を含みます。以下同じ）により、エンジンおよびエアコンの停止を行うことができます。

2. RS 契約者は、前項 1 号のエンジンの起動操作によりエンジンおよびエアコンの作動状態が維持される時間（以下、「エンジン等作動時間」といいます）を、当該起動操作時に、10 分または 20 分のいずれかに設定することができます。

ただし、エンジンの起動操作の回数にかかわらず、エンジン等作動時間は最大 20 分です（以下、「最大作動時間」といいます）。最大作動時間を経過した場合、エンジンおよびエアコンは自動的に停止し、RS 契約者は、RS 利用車両のドアを開閉しない限り、RS によるエンジンの起動操作を行うことはできません。

3. RS 契約者は、RS 利用車両がエンジンの起動操作時において次の各号に定める条件をすべて満たしている場

合のみ、エンジンおよびエアコンの起動を行うことができます。なお、RS 利用車両がエンジンおよびエアコンの起動後に次の各号に定める条件を一つでも満たさなくなった場合には、エンジンおよびエアコンは自動的に停止します。

- (1) すべてのドアが閉まっており、かつ、施錠されていること。なお、RS 契約者が対象車両に乗車する際のドア解錠であっても、エンジンおよびエアコンは自動的に停止します。
- (2) ボンネットが閉まっていること。
- (3) エンジンスイッチ（パワースイッチ）が OFF 状態であること。
- (4) シフトポジションがパーキング（P ポジション）に設定されていることオートアラームが有効にセットされていること。
- (5) 最大作動時間を経過していないこと。

第6条 （RS の利用）

1. RS は、RS 契約者が利用できます。
2. RS は、RS 契約者が RS 利用車両を所有・利用等した上で、T-Connect 利用契約が成立している場合に限り利用できます。
3. RS は、TMC が販売する車両向けアクセサリのリモートスタートと併用することができません。
4. RS は、RS 契約者が、自己の責任と費用負担において、アプリに対応する TMC 所定の情報通信端末にアプリをダウンロードし、アプリ上にて自己の共通 ID と T-Connect ID を連携することによって利用を開始することができます。
5. RS 契約者は、アプリおよび RS の利用にあたって、RS 規約のほか、TMC の定めるアプリの使用にあたって適用される利用規約および TOYOTA/LEXUS 共通 ID 利用規約（以下、あわせて「TMC 規約等」といいます）に同意するとともに、TMC 規約等の各条項を遵守するものとします。
6. RS 契約者は、アプリおよび RS の利用にあたって必要となる自己の共通 ID、T-Connect ID、パスワードその他の暗証番号（以下、あわせて「ID 等」といいます）を、自ら責任をもって管理するものとし、その ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。
7. RS 契約者は、RS の利用（アプリのダウンロードを含みます）にあたって必要となる一切の通信費を負担するものとします。
8. RS 契約者は、法令または公序良俗に反して RS を利用することはできません。

第7条 （RS 規約の改訂および周知）

1. TC は、個別に RS 契約者と合意することなく、RS 規約を改訂（RS 規約を補充する諸規定の追加を含みます）することができるものとします。この場合、RS 契約者に対し、RS 規約を変更する旨および変更後の RS 規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。
2. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、T-Connect のウェブサイト（<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>）に掲載することにより行うものとします。

第8条 （免責）

1. RS 契約者は、自己の責任と費用負担において、RS を利用するにあたって必要となる情報通信端末およびアプリの準備および設定を行った上で、RS 利用契約期間中において RS を利用することのできる環境を維持するものとし、TC は RS 契約者の利用する情報通信端末およびアプリの準備、設定その他の利用環境について、RS 契約者に対し、一切の責任を負いません。

2. TC は、RS の変更・終了（T-Connect 利用規約第 7 条）または RS の提供の一時的な中断（T-Connect 利用規約第 9 条）に基づき、RS を変更もしくは終了する場合または RS の提供を一時的に中断する場合、RS 契約者に対し、一切の責任を負いません。
3. TC は、RS の内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他について、明示的にも、黙示的にも一切保証しておらず、RS の利用に関し、RS 契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。万が一、TC が、RS 契約者の被った損害について責任を負う場合、その賠償額は、RS 利用料の 1 年分相当額を上限とするものとします（TC に故意または重大な過失がある場合を除きます）。
4. TC は、次の各号のいずれかに該当する場合、RS 契約者が RS の全部または一部を利用できないことにより RS 契約者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) RS 契約者の届出内容に誤りのある場合または RS 契約者が変更の届出（T-Connect 利用規約第 21 条）を怠っている場合
 - (2) エンジン、エアコン、車載機、通信機その他 RS 利用にあたって必要となる機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
 - (3) エンジン、エアコン、車載機、通信機その他 RS 利用にあたって必要となる機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (4) RS 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
 - (5) RS 利用車両に取付けたトヨタ純正品以外の用品によって、RS の一部機能が正しく作動しない場合
 - (6) 情報通信端末あるいはアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
 - (7) アプリの不具合、ID 等の失念その他原因にかかわらず正常にログインができず、あるいはログイン状態を維持できない場合
 - (8) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合
 - (9) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合

第9条 （お問い合わせ先）

RS 規約および RS に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【T-Connect サポートセンター】

TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00（年中無休）

第10条 （RS 利用料の支払い）

1. RS 契約者は、RS 利用契約に基づき、別表のとおり、TC に対し、RS 利用料を支払うものとします。また、RS 契約者は、RS の利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. RS 契約者は、RS 利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに T-Connect の契約形態によっては、RS 利用料の支払区分として、年払いまたは月払いを選択することができます。
3. RS 契約者は、次の各号に定める方法のうち、RS 契約者が指定し TC が承認したいずれかの方法により、RS 利用料を支払うものとします。なお、RS 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC は、一切の責任を負いません。
 - (1) クレジットカードによる支払い
RS 契約者は、TC が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

TC は、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または RS 契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあります。この場合、RS 契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して RS 利用料を支払うことに予め同意するものとします。

(2) 預金口座振替による支払い

RS 契約者は、TC 所定の申込みをし、かつ TC がそれを承認した場合に限り、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。

(3) 指定口座振込みによる支払い

RS 契約者が法人である場合、RS 契約者は、TC が RS 契約者からの申込みを認めた場合に限り、TC の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとします。

4. RS 契約者は、TC 所定の手続きを行った場合、本条第 2 項の支払区分および前項の支払方法を変更することができます。

第11条 (RS 利用契約の解約)

1. RS 契約者は、RS 利用契約の解約を希望する場合、TC 所定の手続きにより TC に届出るものとします。解約の効力は、TC に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、TC は、既に支払われた RS 利用料の払戻しは一切行いません。
2. 前項に従い RS 契約者が解約を届出た場合において、RS 契約者が TC に対し債務を有する場合、RS 契約者は、直ちにその全額を TC に支払うものとします。
3. RS 契約者が、T-Connect 利用契約の解約を届出たときは、RS 利用契約の解約も届出たものとみなします。

第12条 (解除事由)

1. TC は、RS 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、RS の申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、RS 契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。
 - (1) T-Connect に関連する諸契約の違反等により、過去に T-Connect に関連する契約を解除されたことがある場合
 - (2) TC が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に TC との契約を解除されたことがある場合
 - (3) T-Connect に関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (4) 指定した預金口座、クレジットカードなどが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (5) RS 利用料の支払いを怠っていることが判明した場合
 - (6) その他 TC が RS 契約者として不適当と判断する場合
2. TC は、RS 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、RS 契約者に通知または催告することなく、RS 利用契約を解除できるものとします。この場合、TC は既に支払われた RS 利用料の払戻しは一切行いません。
 - (1) T-Connect 利用契約を解除された場合
 - (2) TMC によりアプリあるいは共通 ID の利用を停止された場合
 - (3) T-Connect に関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合
 - (4) T-Connect または関連するサービスを不正に利用した場合
 - (5) T-Connect および関連するサービスの運営を妨害した場合
 - (6) RS 利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
 - (7) T-Connect を 1 年以上利用していない場合

- (8) RS 規約に重大な違反があった場合
 - (9) TMC 規約等に重大な違反があった場合
 - (10) 反社会的勢力の排除条項 (T-Connect 利用規約第 26 条) に違反する事実が判明した場合
 - (11) その他 TC が RS 契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合
3. 前二項に基づき RS 利用契約が解除された場合において、RS 契約者が TC に対し債務を有する場合、RS 契約者は、直ちにその全額を TC に支払うものとします。

第13条 (その他の終了事由)

TC は、アプリの提供が終了した場合 (終了事由の如何を問いません) には、RS 契約者へ通知することなく、RS 利用契約を解除して、終了することができるものとします。本条による終了の場合、TC は RS 契約者に対し、債務不履行その他一切の責任を負いません。なお、この場合、TC は既に支払われた RS 利用料の払戻しは一切行いません。

第14条 (専属的合意管轄裁判所)

RS 契約者と TC との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則) 2020 年 12 月 10 日改訂

【別表：RS 利用料および支払方法】

(1) RS 利用料（消費税込み）

基本サービスプラン名称	RS サービスプラン名称	通信方法	料金
T-Connect エントリー T-Connect スタンダード	リモートスタート（アプリ）（注1）	DCM 利用（パケット使い放題）（注2）	年払い 2,420 円/年 （注3）
			月払い 220 円/月 （注4）

※TC に支払われた RS 利用料は、理由のいかんを問わず一切払戻ししません。契約期間経過前に途中解約した場合も、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。

※RS 利用料は 2020 年 12 月 10 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。

（注1）リモートスタート（アプリ）とは、T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダードの契約者が有料オプションサービスとして RS を利用する場合をいいます。

（注2）情報通信端末を使用した場合、RS の利用にかかる通信料および通話料は RS 契約者の負担とします。

（注3）年払いにおける契約期間は、RS 契約日から RS 契約日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までの期間をいいます。なお、年払いを選択した場合の RS 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。

（注4）月払いにおける契約期間は、RS 利用契約の契約日から同月末日までの期間をいいます。なお、月払いを選択した場合の RS 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。また、契約日が月の途中であっても、RS 利用料の日割り計算は行いません。

(2) 支払方法

支払方法	支払区分	課金方式
クレジットカード	年払い	都度課金（※）
	月払い	
預金口座振替	年払い	都度課金（※）
指定口座振込	年払い	都度課金（※）

※預金口座振替および指定口座振込による支払いは、月払いの選択ができません。また、RS 契約者が、T-Connect 利用規約に基づき提供されるサービス（以下、「基本サービス」といいます。）の支払区分について月払いを選択しているときは、RS 利用料の支払区分についても月払いとなります。

※基本サービスまたは T-Connect の有料オプションサービスのうち、一契約でも月払いを選択されるときは、他の全ての支払いもクレジットカードによる支払いとなります。

※預金口座振替による支払いの場合、TC は RS 契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、RS 契約者はこれを承諾します。また、当月の引落しにかかる利用料金の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（税込み）の手数料を請求します。

(3) 消費税

上記 (1) (2) に記載する各料金には、消費税が含まれます（内税表記）。

なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に各料金が自動改定されるものとします。